

令和4年第1回
島尻消防組合議会2月定例会

議事録

令和4年2月28日(月)

令和4年第1回 島尻消防組合議会 2月定例会				1日目
招集月日	令和4年2月28日(月)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午後12時55分	議長	本村 繁
出席(応招)第3回 10月定例会	議員番号	氏名		
	1番	新里 嘉		
	2番	宮平 憲二		
	3番	米増 雄二		
	4番	仲間 光枝		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		3番 米増 雄二	4番 仲間 光枝	
職務の為議場に出席した者		書記 仲村 常司		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	副参事	新垣 聡
	副管理者	新垣 安弘	第一警備課長	嶺井 一也
	消防長	屋比久 学	第二警備課長	當銘 直之
	次長兼総務課長	島袋 清正	第三警備課長	平安名 勲
	署長兼警防課長	城間 功		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	新里 昇昭		

令和4年 第1回島尻消防組合 2月定例会会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	二月二十八日 (月)	本会議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 行政報告について 第5. 施政方針について 第6. 令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算(第3号)について 第7. 令和4年度島尻消防組合一般会計予算について 第8. 島尻消防組合職員の定数条例の一部を改正する条例について 第9. 島尻消防組合職員育児休業等に関する条例の全部を改正する条例について 第10. 一般質問

会 期 令和4年2月28日(月) 1日間

令和4年 第1回島尻消防組合 2月定例会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		行政報告について	
第5		施政方針について	
第6	議案第1号	令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算(第3号)について	
第7	議案第2号	令和4年度島尻消防組合一般会計予算について	
第8	議案第3号	島尻消防組合職員の定数条例の一部を改正する条例について	
第9	議案第4号	島尻消防組合職員育児休業等に関する条例の全部を改正する条例について	
第10		一般質問	

令和4年第1回島尻消防組合定例会

午前10時00分

議長（本村 繁）

これより令和4年第1回島尻消防組合議会2月定例会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条の規定により、本日の会議録署名議員は3番米増雄二議員、4番仲間光枝議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は2月28日の1日間と決定しました。

日程第三、諸般の報告を行います。

管理者より島尻消防組合の令和3年度一般会計補正予算（第3号）について、その他3件の議案が提出されております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、行政報告を行います。

管理者（古謝景春）

おはようございます。行政報告を行います。本日、令和4年第1回島尻消防組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

私は、先の南城市長選挙で市民の民意を受け、南城市のかじとりを担うこととなりました古謝景春であります。

また、組合管理者の改選に伴う構成市町長の協議により、あらためて島尻消防組合の管理者として組合運営を担うこととなり、期待の大きさ、責任の重さを実感しているところでございます。当組合の円滑な運営につきましては、組織一丸となった対応を図り、構成市町住民の安全・安心のため積極的に取り組んでまいりますので宜しくお願い申し上げます。

それでは、昨年10月に開会された令和3年第2回定例会以降の主な行事についてご報告をいたします。

11月2日、令和3年度南城市総合防災訓練が行われ、当消防組合も警防課が中心となり南城市と協力して訓練計画を行い、島尻消防組合受援計画に基づき、広域的な被害を想定し、南城市全体の防災意識の高揚や連携体制を向上させ、地域特性や被害想定等を踏まえ実践的な防災訓練を実施することが出来ました。

11月9日から15日まで、秋の全国火災予防運動として、組合管内の防火パレードを実施し、予防の啓発活動を実施いたしました。

11月25日、島尻消防組合消防職員採用候補者試験の最終面接を実施し、令和4年度は女性職員1名を含む4名の職員が採用されることになりました。

年が明け令和4年1月6日、令和4年消防出初式の予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡

大の為、開催中止の決断となりました。

2月14日、正副管理者会議を開催し、南城市長就任に伴う正副管理者についての協議の結果、私が島尻消防組合管理者として就任いたしました。また、今回の議案及び令和4年度予算などについて協議をいたしました。

なお、令和3年中の組合管内における火災発生及び活動状況につきましては、それぞれ前年に比べ火災発生件数が40件で10件の増加、救急出動件数が3,596件で314件の増加、救助出動件数が16件で2件の増加となっております。以上が主な行政の報告でございます。

議長（本村 繁）

有難うございました。

日程第五、管理者施政方針であります。管理者の報告を求めます。

管理者（古謝景春）

令和4年最初の議会でございますので、本定例会において本組合の運営に取り組む施政の方針をご説明し、議員各位並びに構成市町住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

未曾有の災害をもたらした東日本大震災から10年余が経過いたしました。日本国内では、震災以降も激甚化する災害が多発し、自然災害からの復興や国土強靱化への対応が求められております。

また、令和2年に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながらも未だ収束が見通せない状況が続いており、地域住民の生活や経済に大きな影響をもたらしております。そのような状況において、感染防止対策に協力を頂いている皆様、そして日々住民の命を守ることに奮闘して頂いている医療従事者を始め関係者の皆様のご尽力ご協力に対し、心より感謝を申し上げます。

当消防本部においても新型コロナウイルス感染症に対する対策について、関係機関との情報の共有を図り消防業務を実施し、地域住民の皆様とこの難局を乗り越えてまいります。

当消防組合の構成市町は、合併後の発展とともに急速に人口が増加いたしました。依然として少子高齢化は進行しております。2025年以降には日本人の約5人に1人が75歳以上という超高齢社会が目前に迫っており、少ない現役世代が多くの高齢者を支えていく大変厳しい時代を迎えることとなります。

また、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が低迷し、地方税などが大幅な減収となることを見込まれております。

組合の構成市町におきましては、これまでの地域の特性や独自性を活かしたまちづくり、地域づくりへの取組に加え、新型コロナウイルス感染症への対応や地域社会のデジタル化、防災対策、社会保障費の増に対応するため、以前にも増して厳しい財政運営となることが予想されております。

このような中、当組合では、構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、「安全・安心で、住民が快適に暮らせるまちづくり」を実現すべく、住民の期待と信頼に応えて行かなければならないと考えております。

はじめに、「消防事務」について申し上げます。

近年、日本国内では、各地で大きな自然災害が発生しております。特に、地球温暖化の影響により豪雨災害は今後も増加すると予想されております。

この様なことから、当消防本部としては、気候変動等により甚大化する大雨被害や大地震・津波等による大規模災害等に備え、国や県、南城市、八重瀬町、県内外の防災関係機関等と連携し、実践的な防災訓練等を実施し機能強化に取り組んでまいります。

また、消防力の強化につきましては、近年全国各地で発生している大規模な自然災害に対応するため、令和3年度に南城市と実施した総合防災訓練の経験を踏まえ、大規模災害発生時における緊急消防援助隊などの受援体制整備を図ってまいります。

老朽化した具志頭出張所につきましては、新たに八重瀬出張所として令和4年度中に新築移転を目指し建設が進められているところであります。

次に、救急業務ついてであります。当消防組合の構成市町住民は合併後の急速な発展により年々増加傾向にあり今後も増えていくものだと予想されております。

それに伴い一年間の救急出動件数は、毎年増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による出動等もありさらに増加しております。

このような状況の中、高齢化の影響により、今後の救急出動件数はさらに増加にすることが予想されることから、高規格救急自動車の計画的な更新配備と併せ、救急救命士の養成を図るとともに、指導救命士を中心とした救急隊員への教育体制を充実することにより、現場対応力の向上と現場滞在時間の短縮を図り、救命率の向上に努めてまいります。

次に、火災予防行政についてであります。当消防本部では、適正な法令執行の徹底を主眼とした事業所などへの計画的な立入検査を実施し、違反の未然防止と是正指導の徹底強化に取り組んでいるところであります。その成果もあり、違反対象物は年々確実に減少してきております。

今後も構成市町住民が安心して施設を利用できるよう是正指導の強化に努めてまいります。

また、少子高齢化、核家族化などの社会情勢の変化に適応した予防消防に努めるとともに、構成市町の消防団、自主防災組織とも連携を図りながら、住宅用火災警報器の設置や取り換えなど適正な維持管理の呼び掛けを行い、住宅火災による死傷者や被害の軽減を図ってまいります。

消防事務関係の最後になりますが、新型コロナウイルス感染症関係についてであります。

新型コロナウイルス感染症については、国内において早期のワクチン接種に向けた体制構築が進んでいるところでありますが、依然として終息が見えず予断を許さない状況にあります。

当消防本部におきましても、新型コロナウイルス感染症に対する対策を、関係機関との情報共有を図り消防業務を実施しているところであります。

今後は、早期の消防職員へのワクチン接種や感染予防資器材の確保を図り、救急隊員の感染防止はもとより、搬送患者が新型コロナウイルスに感染することが無いよう対応してまいります。

今後とも、より一層、組織一丸となった対応を図り、構成市町住民の安全・安心のため積極的に取り組んでまいります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきまして、議員各位の一層

の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、施政の所信表明といたします。

なお、本定例会にご提案いたします議案は、「令和3年度島尻消防組合補正予算第3号」他3件でございます。それぞれの内容の説明は消防長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（本村 繁）

有難うございました。

日程第六、議案第1号「令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第1号についてご説明申し上げます。議案第1号「令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。令和4年2月28日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

それでは、補正予算第3号の1枚目をお開き願います。令和3年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ186万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ11億1,205万4,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明致します。

まず、はじめに歳入から説明したいと思います。5ページをお願い致します。8款1項1目諸収入、補正額186万9,000円の増、令和2年度消防通信指令施設運営事業の決算剰余金、新型コロナウイルス感染症対策に伴い沖縄県が設置した入院待機ステーションへ派遣した職員の経費及び雷被害による具志頭出張所の公有建物災害共済金でございます。

次に歳出にいきたいと思います。6ページをお願い致します。1款1項1目議会費、補正額68万1,000円の減、主な要因といたしまして消防広域化先進地域議員研修県外旅費を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の実施は困難なことから次年度以降に見送ったための減でございます。

7ページをお願いいたします。2款1項2目財政管理費、補正額892万1,000円の増、補正による剰余金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

8ページをお願い致します。2項1目監査委員費、補正額6万4,000円の減、主な要因といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全国町村監査委員研修会の会場開催取りやめによる減でございます。

9ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額372万8,000円の減、3節消防手

数料と新型コロナウイルス感染症拡大に伴う超過勤務手当及び勸奨退職者1名の退職手当負担金等の増はございますが、実績見込みなどによる補正減でございます。

12ページをお願い致します。2目非常備消防費、補正額122万1,000円の減、主な要因といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から2年に一度開催しております消防団消防操法大会中止などによる減でございます。

13ページをお願い致します。3目消防施設費、補正額135万8,000円の減、14節工事請負費、LAN配線工事及び佐敷出張所雨戸設置工事等の増はございますが、実績などに基づく補正減でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方は、どうぞ。

4番（仲間光枝）

おはようございます。よろしくお願い致します。8款1項2目雑入の78万2,892円についてですが、これは具志頭出張所への落雷被災による修繕費が共済金として戻ってきた収入なんですけれども、前回の10月補正の中では、その具志頭出張所の被災に関してこういう修繕をしましたという報告がございました。ちょっと振り返ってみますと、端末装置が132万円、非常用発電機制御盤が66万円、合計198万円になります。

先日の全協の中では、ちょっと私の記憶違いだったかもしれませんが、説明の中で総額が204万円だったということがあったと思うんですが、そうすると差額が6万円ほど出てきておりますが、その点について何か他に追加の修繕があったのか。それとも増額したのかというところがわかれば、お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

前回差額の6万円なんですけれども、発電機の制御盤と、あと諸端末装置、それとホースリフター、ホースを乾かす装置があるんですけれども、その分が6万円ありますので、その分も含めているということでございます。以上です。

4番（仲間光枝）

了解しました。10月の補正の段階ではなかったこの6万円が今回204万円ということで報告を受けたということで理解致します。

共済金の戻り、これは私たち一般感覚からすると、保険金というふうに考えてもいいのかなと思うんですが、総額204万円に対して78万2,892円、パーセントにすると約38%なんですけれども、この保険割合としては何か低い気もするんです。

身近な例で言いますと、一昨年台風で太陽光が壊れた身内がおりまして、その保険金額ほぼほぼ全額に近い金額で下りてきて持ち出しは少なかったというのを知っているものですから、この38%というのはどうなのかなというところでお聞きをしたいんですが、この公有建物災害共済とはどういう共済なのか。もし、おわかりになる範囲で、差し支えない範囲で説明をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回、建物共済保険金の方なんですけど、町村会の方にうちの庁舎と車両関係の保険がございまして、今回、雷があったということで適用しております。この割合については、保険協会さんの割合となっておりますので、その中身とといいますか、詳細の方はちょっと把握はしてはおりませんけれども、確かに割合からすると約38%というふうにはなっております。

この件についても保険の方では、車両関係、建物関係についての割合となっておりますので、詳細の方はちょっと確認はしてはおりませんけれども、金額としては78万2,000円というふうに来ておりますので、それをうちの保険という形で受け取って歳入としてやっております。以上です。

4番（仲間光枝）

やはり滅多に起こることではないので、保険は保険ですので、使わないにこしたことはないというふうに思いますが、今回のようにたまたまこういうふうには被災してしまった場合に204万円だったから持ち出しも204万円引く約80万円だから、120万円ほど一般財源の方から出ていると思うんですが、これが仮に倍とか、恐ろしい金額の被災金額だった場合には、おおよそ一般財源からは賄えないぐらいの金額になるということも想定されなくもないですので、この機会にせっかくですので、この見直しが必要かどうかということの観点からまずは考えて、ちょっと見直しができるものであれば、この保険割合についてもいざというときのためにやっていった方がいいのかなというふうに思いますが、それについてもう一度お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

見直し等ということでございますけれども、今回の具志頭出張所の場合は、建物自体が老朽化ということで、保険に関しても建物の老朽化、だいぶ年数が経っているということで掛け金もちょっと低くなっておりますので、その分の掛け金を高くして保険を高くするかというのではなくて、この建物自体の試算をして掛け金しておりますので、その見直しとか、そういうのはいまのところは考えておりません。以上です。

3番（米増雄二）

11ページなんですけれども、全協の中でご説明をいただいたと思うんですけれども、総務課の備品、認証用タブレット3万8,000円、金額は少量なんですけれども、ネットバンキングの振込手数料を減らしたいという思いから、そのシステムを導入するという事だったと思うんですけど、セキュリティ的なものが問題ないのか。あとどれぐらい減を見込んでいるのかという2点ご説明をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの承認タブレットの方なんですけれども、いままでうちの方は決済の方は農協の方にアウトバウンドして振込等をやっておりましたけれども、タブレットの方でインターネットバンキングを適用してということで今回から採用するという事となっております。

このタブレットに関しても専用となっておりますので、ネットのセキュリティーの方は充実しているというふうに伺っております。

当初、例年ですと、振込関係で170万円ほど振込手数料関係かかっていたんですけども、この方を利用するという事で120～130万円、約40万円～50万円の経費削減ができるということで見込んでおります。以上です。

3番（米増雄二）

有難うございます。やはりインターネットを利用するので、セキュリティーが心配されるかなと思いますので、そこはしっかり業者さんがついていると思いますので、そこを相談をしながら何かないようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。以上です。有難うございます。

議長（本村 繁）

他に質問。

2番（宮平憲二）

5ページ、先程仲間議員からありました公有建物火災共済金の率なんですけれども、そもそもこの破損を受けたものがその共済の対象になっていたか。なっているものと、なっていないものがあると思います。それはすべて対象だったのでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回のものは消防施設に対する保険ということでありましたので、その施設に付随している制御盤と端末装置の方も入っております。以上、よろしいでしょうか。

2番（宮平憲二）

公有建物災害共済金は主に建物だけと思うんですね。それが付随したものが対象になっているかどうかというのは、そういう規約みたいなのがありますよね。それに書いてあると思うんですが、あまりにも率が低すぎるなということで、もし対象だけを計算すると100%近い率になっているかもしれないし、その辺を再度確認いただけたらなと思っております。

それから掛け金の話ですけども、この共済というのは、掛け金を上げたり、下げたりできないと思うんですけど、できるんですか。

次長兼総務課長（島袋清正）

すみません、ちょっと再度確認はしてはみますけれども、掛け金自体は、この建物に対してはこれぐらいというふうに金額の方は決まっておりますので、いま私が把握している段階では、その定額の掛け率の金額というふうには考えております。

あと建物の付随に関するものも確かに建物以外の端末装置ですとか、要は付随しているものでもありますので、建物だけではなくて、付随しているものも建物とみなしての保険適用ということとなっております。

これは100%、率に関しては建物共済保険の返還率に関することですので、ちょっと私の方では把握はしておりませんが、今回の件に関しては建物というよりも建物に

付随しているホースリフター制御盤と、あとは発電機の制御盤ということとなっております。以上でございます。

議長（本村 繁）

次の質問。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第1号「令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算（第3号）について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第2号「令和4年度島尻消防組合一般会計予算について」を議題と致します。

提案者から提案を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第2号についてご説明申し上げます。議案第2号「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」。

首題のことについて、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。令和4年2月28日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

それでは、予算書の1枚目をお願い致します。令和4年度島尻消防組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億9,709万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

3 ページをお願い致します。第2表債務負担行為でございます。パソコンリース料が令和6年度までの期間となっており、限度額が1,345万5,000円でございます。電算システム機器

使用料が令和6年度までの期間となっており、限度額が1,578万5,000円でございます。

4ページをお願い致します。第3表地方債、借入の限度額は島尻消防署八重瀬出張所建設工事4億8,060万円でございます。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書で説明したいと思います。

7ページをお願い致します。1款1項1目市町負担金、前年度と比較いたしまして1億7,962万3,000円増の11億5,523万7,000円を計上しております。内訳といたしまして、南城市6億7,795万7,000円の58.685%、八重瀬町4億7,728万円の41.315%でございます。2目市町特別負担金、前年度と比較いたしまして24万8,000円増の766万6,000円を計上しております。

8ページをお願い致します。2款1項1目総務使用料111万6,000円を計上しております。これは職員の駐車使用料でございます。

9ページをお願い致します。2項1目消防手数料10万円を計上しております。これは予防課の危険物検査手数料でございます。

14ページをお願い致します。6款1項1目基金繰入金、前年度と比較いたしまして1,333万5,000円増の4,200万円を計上しております。内訳といたしまして、八重瀬出張所建設工事に伴い庁舎整備基金から2,400万円、梯子車の安全基準に伴うオーバーホール費用の一部を財政調整基金から1,800万円繰り入れるものでございます。

15ページをお願い致します。7款1項1目繰越金、前年度同額の200万円を計上しております。

16ページをお願い致します。8款1項1目諸収入713万9,000円増の836万7,000円を計上しております。主な要因といたしまして、沖縄県防災危機管理課へ職員派遣料でございます。

17ページをお願い致します。9款1項1目消防債、前年度と比較いたしまして4億1,315万円増の4億8,060万円を計上しております。先程4ページで3表地方債で説明致しました八重瀬出張所建設工事でございます。

次に歳出にいきたいと思います。18ページをお願い致します。1款1項1目議会費24万円減の152万7,000円を計上しております。

19ページをお願い致します。2款1項1目一般管理費、前年度同額の44万4,000円を計上しております。

20ページをお願い致します。2款2項1目監査委員費6万3,000円増額の53万6,000円を計上しております。全国監査委員研修県外旅費等の増となっております。

21ページをお願い致します。3款1項1目消防費5,474万2,000円増の9億5,083万6,000円を計上しております。内訳といたしまして、2節給料から4節共済費の人件費において職員及び新規採用職員4人分の算定額となっており、10節需用費、11節役務費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料につきましては、令和4年度組合運営に係る経費算定として計上しております。

25ページをお願い致します。12節委託料、説明欄、下から2行目、梯子車の安全基準に基

づくオーバーホール料3,247万円を計上しております。

26ページをお願い致します。17節備品購入費、八重瀬出張所備品等472万1,000円を計上しております。

27ページをお願い致します。2目非常備消防費82万3,000円減の617万8,000円を計上しております。

主な減額の理由といたしまして、2年に一度開催しております消防団消防操法大会の開催年ではないため、費用弁償の減によるものでございます。

3目消防施設費5億1,763万5,000円増の6億4,596万5,000円を計上しております。主な増額の理由といたしまして、八重瀬出張所建設に伴う12節委託料、八重瀬出張所建築工事監理委託業務及び通信指令システム機器移設、14節工事請負費、八重瀬出張所関連工事費の増によるものでございます。

29ページをお願い致します。4款1項1目元金2,314万1,000円増の8,507万4,000円を計上しております。

同じく29ページです。2目利子195万5,000円増の352万8,000円を計上しております。

31ページをお願い致します。6款1項1目予備費、前年度同額の300万円を計上しております。32ページから41ページに資料を添付してございます。ご参照いただき、ご審議のほど、よろしくをお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

4番（仲間光枝）

よろしく申し上げます。今回提案された一般会計予算書の中に基金費の内訳書は付いてますでしょうか。ちょっと私が探せないものですから、資料として添付しているかどうかよろしく申し上げます。

次長兼総務課長（島袋清正）

基金に関する内訳書ですけど、すみません、抜けておりますので、後程配布したいと思います。

議長（本村 繁）

他に。

4番（仲間光枝）

あとで出して下さい。それを見ながらちょっとお話をしたかったですけれども、今回、車両オーバーホール料3,200万円ありますよね、これは基金より1,800万円繰入をしてやるというお話が全協の中でありました。

梯子車を対象にしている7年に一度、これは定期的に行うものですよというご説明もありました。私たち基金を見る場合に財政調整基金とか、いろいろ具体的な基金の名前で、大体これぐらい余裕があるんだとか、これぐらい見積もっているんだかということの確認をし

ますけれども、7年に一回、定期的に決まっているものであれば、これは別の基金か積立かにしていくのはどうでしょうか。

もういきなり1,800万円が基金からなくなるというのは、ちょっと基金のあり方としてはどうかなというふうに思いましたので、そこら辺は今後の検討課題にさせていただきたいという要望に止めますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（本村 繁）

他に。

1 番（新里 嘉）

27ページ、確認だけお願ひしましょうね。3款2目非常備消防費、今回、費用弁償で消防団の研修ということで2年に一回行われているもので、今回、令和4年度は対象ではないので減額ということであったんですけども、このコロナの状況でこの団の研修というのは、この2カ年やってないという状況の中で、令和4年度もいまのところ計画はないという理解でよろしいのでしょうか。

それともまた違った形の何かしらそういった消防団の研修等が予定されているのか。これは島尻消防組合だけのことではないと思ひますので、広域のことだと思うんですけども、その辺の何か情報があれば、よろしくお願ひいたします。

署長兼警防課長（城間功）

今回の費用弁償の消防団研修等々については、令和4年度については次年度同様、学校研修とか、そういったのが入っております。

ただし、今回のものが2年にいっぺん行われるポンプ操法大会のものでして、次年度はそのポンプ操法大会がないという現状となっております。以上です。

1 番（新里 嘉）

これは広域というか、県単位でやる研修というか、そういったことだと思うんですけども、できればやはり消防団の士気等もありますので、何らかの形でこの2年間はやってないということは、丸3年間はやらないという状況がこのままとなりますので、ぜひともその辺はまた広域の方で、組合の方で話し合いがある場合は、何かしら提案してもいいのかなと思ひますので、ここは要望に止めておきたいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

議長（本村 繁）

他に質問。

3 番（米増雄二）

26ページ、八重瀬出張所のトレーニング機器50万円ということで出ているんですけども、トレーニング機器としては、金額がちょっと安いのかなと思ったりはするんですけど、どの程度の機器を考えているのか、お伺ひをしたいと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回の八重瀬出張所建設に伴いまして、トレーニング資機材ということで50万円組んで

おります。確かにトレーニング資機材というのは、かなり高額なものでございまして、一つでも10万円単位とかするものもございまして。そうなんですけれども、うちとしては財政の方がかなり厳しいということでありまして、この50万円以内で具体的に何をかうというのは、その予算内で工面しなさいということになっておりますので、その方で工面はいたしますけれども、新しく購入するもの、あとまた具志頭出張所に現在あるかなり老朽化したものもあるんですけれども、その辺もどうにか使えるものは使って、八重瀬出張所の方でトレーニング、職員の体力増強のために使いたいというふうに考えております。以上です。

3番（米増雄二）

わかりました。トレーニングが業務の一環なのかということもあるとは思いますが、士気にも関わってくるものだと思いますので、やはりしっかり準備していくものは準備していくということでやはり士気を上げて、最前線に立つ隊員なわけですから、そこもしっかり考えながら八重瀬出張所をまた最高のものにしていただきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長（本村 繁）

他に。

2番（宮平憲二）

26ページ、全協の中でも話がありましたけれども、総務課備品、車購入ということで58万3,000円が計上されております。これは現在も所有している車があって、老朽化しているために買い替えなのかというのをまず確認したいと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

総務課の備品58万3,000円を予算の方は計上しておりますけれども、会計課の車両がございまして、この方が平成22年か21年だったと思うんですけれども、10年以上超している軽自動車でございます。

ここの場所にもよるんですけれども、いろいろ台風とか、塩害とかありまして、見た目の方がだいぶ錆びで老朽化しているということでの予算になっております。

2番（宮平憲二）

買い替えということで了解しました。いま老朽化して購入する予定のものも中古しか買えないと思うんです。そうであればいま持っている車を我慢して来年まで持って、新車の購入を要求した方がいいのかなと思うんですけれど、その辺はいかがでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

確かに宮平議員のおっしゃるとおり、予算自体58万円となりますと、新車は当然購入の方は厳しい。中古の何年か落ちという形にはなります。その方、いまの段階で予算としては予算内という購入は考えておりますけれども、確かに宮平議員のおっしゃるとおり、いまの車両をどうにか持ち直しして、次年度という考えもございまして、その方はまた検討して為になるような車両の購入を有効に考えていきたいと思っております。以上です。

2 番（宮平憲二）

ぜひ、長い目で見て予算を有効に使ってほしいと思っております。以上です。

議長（本村 繁）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第 2 号「令和 4 年度島尻消防組合一般会計予算について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第 3 号「島尻消防組合職員の定数条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第 3 号についてご説明申し上げます。議案第 3 号「島尻消防組合職員の定数条例の一部を改正する条例について」。

島尻消防組合職員の定数条例の一部を改正する。第 2 条中「93名」を「102名」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 28 日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由といたしまして、総務省から消防力の整備指針において、当組合の職員数の充足率は全国平均を下回り、また職員適正化計画に基づき、構成市町住民の防災及び緊急体制の充実強化として定数条例を改正していく必要があるため。これが、この条例案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

4 番（仲間光枝）

それでは、議案第 3 号について確認をさせて下さい。今回の条例改正は、中身を見ますと 93 名を 102 名に改める条例改正ですけれども、実際、職員はいま現在何名いらっしゃるのでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

現在、職員の方は 94 名おります。

4 番（仲間光枝）

ということは、1 名多い中でこの条例がそのまま残っていて、今回 102 名の改正に至ったという理解でよろしいでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

定数条例に関しては、消防職員の定数条例ということでありまして、定数外というものもございまして、いま消防指令センターの方に 2 名行っております。あとまた 4 月から県の防災課の方

にも1名行くということとなっておりますので、あとまた新年度予算の方にも98名というふうに人数は謳われているんですけれども、そのうちの4名は消防学校の方に派遣いたしますので、それは定数外になります。

あと消防指令センターの方にも既に2名は随時行っておりますので、その分は定数外ということとなりますので、定数条例93名ですけれども、職員自体はいるんですけれども、定数ということでは不足ということとなっております。

4番（仲間光枝）

わかりました。今回は、条例改正後、新年度には4名の職員を新たに採用するという事なんですけれども、先日の全協の中でもいま消防長からご説明のあった充足率の中でのお話があって、例えば充足率を100%にすると、133名というご説明がありました。

この133名、要するに充足率を満たす適正基準数というのは参考までにどのように計算して求められるのかというところを教えてください。

次長兼総務課長（島袋清正）

私の把握している分なんですけど、人口もございますし、あと救急車、消防車両、工作車に関しては、その分に対する必要人数というのがございます。その人口だけではなくて、配備する車両資機材等に関して、それに対する人員配置というのが国が出している指針というふうに謳われておりますので、それに対してうちの方は100%にした場合、133名は必要というようなこととなっております。

人口プラス資機材関係、車両関係、そういうのも配備するとした場合は、これぐらいの人数ですよというような数値の結果となっております。

議長（本村 繁）

他に質問。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これで討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第3号「島尻消防組合職員の定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第4号「島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号「島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例」。

島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年4月1日、条例第3号）の全部を改正する。

構成市町に準じた条例整備のための全部改正でございます。最終ページの一つ前のページをお願い致します。

附則といたしまして、1項この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2項この条例前に島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年4月1日、条例第3号）により適用されたものについては、この条例により取り扱ったものとみなす。

（島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の廃止）3項島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年4月1日、条例第3号）は、廃止する。

次のページをお願い致します。令和4年2月28日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年4月1日、条例第3号）を全部改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方は、どうぞ。

4番（仲間光枝）

議案第4号について、ちょっと確認をしていきたいと思っております。前回同様の条例については、2ページだけだったので、それを全面改正をして、今回9ページの内容が濃いものになっていますけれども、正直、細かくて読んでいてもよくわかりません。

なので、私が押さえるべき部分というのは第23条と24条にあるのではないかというふうに思っています。中身については、あとで確認をしていただきたいんですが、どういうことが書かれてあるかと言うと、職員の意向確認はちゃんとして下さいね、面談も行って下さいねということと、あとそういった育児休業を取る職員に対して不利な扱いをしないで下さい。もう一つは、環境をしっかりと整えて下さいというようなことが23条、24条には書かれております。

私は、この部分だけを職員にしっかりと共有、周知をすれば、あとは必要な職員がしっかりと読み込んで、自分に当てはまる条例の内容について求めていこうというふうに思っていますので、その周知についてどのようにお考えなのかをお聞かせ下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回の育児休業の条例に関する事なんですけど、うちのいままでの育児休業の条例、全部で14条程度しかなかったということもございまして、それではなかなか条例、職員に対する対応が難しいということで、この方を全部改正いたしまして、南城市さんの方も参考にいたしまして改正しております。

これの周知ということなんですけれども、もちろん条例可決されますと、職員の方には供覧、また告示もいたしますし、なかなか育児休業の取得というのがいままででもありませんでしたので、この方も私も含めて理解をして、職員の方には周知していきたいと思っています。

いまの段階では共有、職員の方に掲示とか、具体的な説明会とか、そういうのは考えておりませ

んけれども、改正されるということで積極的に育児休暇が取れる職員の方に関しては取って下さいというようなことは説明といいますか、その方は周知をしていきたいと思っております。以上です。

4番（仲間光枝）

周知をしっかりといただければ、私の方からは何も言うことはございません。やはり知らない、申し出ることもできないので、そこら辺はしっかりやっていただきたいなというふうに思います。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑のある方。

1番（新里 嘉）

1点だけ、今回、育児休業に特化した条例の改正になっているんですけれども、提案理由の方では育児休業、介護休業ということになっていきますので、その辺含めて、これは上位法の改正なんですけれども、介護休業に関しては特に改正はなかったという理解でよろしいでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回の主なものに関しては、先程、仲間議員からもありましたけれども、22から24条絡みですか、妊娠、出産を申し出た職員に対する個別の周知とか、あと勤務環境の整備とか、あと育児休業等の取得の方法というふうになっておりますので、その方で理解しております。

その中で介護関係といいますか、その方は一つ一つ読み上げますけれども、非常勤職員の看護休暇、短期介護休暇の取得要件の緩和というふうにはなっております。

ちょっと括弧書きになるんですけれども、六月以上の勤務者を六月以上の勤務の任期が定められている者というふうにちょっと緩和というんですか、そういうものです。あとまた六月以上を勤務している者に関しては、看護休暇、短期介護休暇の取得は緩和されるというふうに謳われております。以上です。

2番（宮平憲二）

育児休業なんですけど、現在の取得率、そしてこの条例改正されたことにより、今後取得率も増えてほしいんですけれども、その辺も踏まえて今後把握していく必要があるのかなと思っております。以上です。

次長兼総務課長（島袋清正）

取得率なんですけれども、今回、職員の方でお子様が生まれたということで、しかも双子ということでちょっと育児の方が大変ということもありまして、2月の中旬から3月いっぱいまで育児休業を取得している職員は1名おります。

今回その方が初めてでございます、いままでそういう取得を申請した方はおりません。今回一人おりまして、また、今後こういうのがあれば十分に対応していきたいと思っております。以上です。

議長（本村 繁）

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第4号「島尻消防組合職員育児休業等に関する条例の全部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第十、これより一般質問を行います。通告の受付順に行いたいと思います。

なお、本日の質問については、各議員の発言はそれぞれ20分以内と致します。

4番の仲間議員からよろしくお願ひします。

4番（仲間光枝）

おはようございます。今議会、古謝管理者のもとでの新体制がスタートとなりましたが、私たち議員にとっては、これが最後の定例会一般質問の機会となりました。

南城市議会議員20名中、消防議員となれるのは3名だけです。このような貴重な機会をいただけたことに対し、送ってくれた市議会、そして市民の皆様感謝を思いながら最後の質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。

まず1点目、不適切給与問題についてです。令和3年10月定例会の一般質問における同様質問への答えは「精査確定できていません」「法律に基づきやっていきます」とのことでした。

過少支給者に対しては、基本的には切り捨てもあり得るという認識を持ちながら、いまだ解決に至っていない状況は看過できるものではなく、再度取り上げることにしました。

第三者委員会答申からもうすぐ1年、以下伺います。①前回質問以降の経過・進捗状況。②弁護士等の助言は助言として、何らかの救済策について独自検討されたかどうか。③組織として目指す（解決の）最善は何か。

2点目、構成市町への職員派遣について。南城市や八重瀬町へ各1名の職員が派遣されていますが、共同運営の組合消防にあっては、連携強化、人材育成という観点においても意義のある事業だと思ひます。

それら意義等について共有したく、以下伺ひます。①派遣職員の人選方法や目的・期限等の事業詳細。②得られる、又は期待される効果とその見解。③今後の方針、展望。

3点目、PA連携（救急車と消防車同時出場）体制について。救急救命活動を強化・補完する目的で「PA連携」という体制があることを知りました。

本消防の現状について、以下伺ひます。①PA連携体制の法的根拠は、島尻消防組合救急業務規程第2条だと理解してよいか。②本消防がPA連携で出場する場合、判断は指令センターによるものか。③「ただし、必要がある場合は、救急自動車以外の消防車をもって臨時に編成する場合がある」とされているが、どのような場合を想定するのか。また、過去の事例等がありましたらお願ひします。以上、3点よろしくお願ひします。

次長兼総務課長（島袋清正）

仲間議員の一つ目の質問「不適切給与問題」についてお答えします。はじめに、①の10月定例会の質問以降の経過・進捗状況についてですが、その後、構成市町の給与担当・人事担当者との「島尻消防組合飛び級調査委員会」を開催し今回の該当職員21名分の号給の是正について確認作業を行いました。

実際支給されている号給と「級別標準職務表」と「級別資格基準表」に照らし合わせながら行っております。今後として、給与未払い及び請求に関し職員に説明を行い、令和4年度の補正予算にて計上し、過少支給に関しては一括にて職員に支給し、返還請求職員に関しては個人の意向により返還方法について検討しながら行う予定であります。

次に、②「弁護士の助言は助言として、何らかの救済策について独自に検討されたか」についてですけれども、当組合では、他県の事例や裁判所の判例等も参考、また同じ事例をもつ組合に出向き、色々参考検討いたしました。基本的には地方公務員は、給与等に関する件は労基法の適用があり、それに準ずることとなっております。

「何らかの救済策について」は、過少支給職員への対応は令和2年の法制改正前までは2年分の給与請求権が生じておりましたが、改正されて現在は5年となっており、また当分の間は3年分の請求と理解しております。今回も本来なら3年分の請求についての対応となりますが、今回、本来の法改正が5年と謳われていること、また組合の過誤が生じた原因ですので、5年分での対応と考えております。

次に、③「組織として目指す（解決の）最善は何か」についてですが、今回の件が問題となった経緯は、消防という組織は階級制を重んじるあまり、昇格基準を十分に把握していなかったのが原因と思われまます。

条例、規則等の周知や研修等の習得、構成市町からの助言を得ながら事務能力の向上と職員の事務引き継ぎの時期においても重要だと考えております。

また、今回の問題につきまして、該当職員には説明をして理解を得たいと思います。それと地方公務員として法令に基づく職務体制を十分に整えたいと思っております。

あと続きまして、二つ目の質問「構成市町への職員派遣について」お答え致します。はじめに①「派遣職員の人選方法や目的・期限等の事業詳細」についてですが、火災救急現場の経験において中堅クラスの消防士長を人選し、近年の地震や豪雨等による災害で南城市、八重瀬町においても防災対策が必要となっており、当組合職員の経験と役所の防災対策運営、訓練等の両立を目的に、令和元年度に南城市、令和2年度に八重瀬町と各一年の期間で派遣しております。

事業詳細については、土砂災害を想定した防災訓練の企画や、自治会との協力で「防災カフェ等」を開催いたしまして、子供達からお年寄りまでの多くの来場者に防災についての知識の普及や啓発活動を行っております。

また、市職員の救命に対する応急処置やAEDの使用法、救急救命講習会で5日間で延べ142名の職員が受講し、南城市では庁舎火災が発生した場合での通報、消火、避難誘導

等を行う「自衛消防訓練」を行い防災体制の充実を図っております。

②の「得られる（期待される）効果とその見解」ですが、派遣した消防側としては役所の防災行政について企画立案や訓練、又、市民に対する防災への周知方法、避難指示及び対策について習得しております。職員派遣ということで構成市町の職員との人と人との交流で連携がスムーズにいくことも効果があると思います。

次に、③「今後の方針、展望」についてですが、職員派遣で南城市、八重瀬町に各1年での派遣となり、日頃現場での活動とは異なり職員は充実した研修期間だと思っております。人材育成の効果で、当組合消防行政に反映されていくと思いますが、今後として定期的な職員派遣は人数的な課題もありまして、時期を考慮しながら検討していきたいと思っております。

南城市、八重瀬町の防災に対する意識付けの効果、また当組合においても構成市町との連携による職員の事務向上に期待できるものと考えております。

署長兼警防課長（城間 功）

続いて、3つ目のご質問の「P A連携（救急車と消防車同時出場）体制について」にお答えします。はじめに①「P A連携体制の法的根拠は、島尻消防組合救急業務規程第2条だと理解してよいか」についてですが、組合救急業務規程第2条を準用した上でのP A連携体制だと理解していただければと思います。

次に②の「本消防がP A連携で出場する場合、判断は指令センターによるものか」についてですが、交通事故事案等に関する救急案件に関しては、レスキュー、ポンプ車出動指令についてはセンター指令によることもありますが、一般救急事案に関しては、通報内容等を鑑みて現場側での判断により出動し活動にあたっております。

続きまして、③「ただし、必要がある場合は、救急自動車以外の消防車をもって臨時に編成する場合がある」とされているが、どのような場合を想定するのかについてですが、想定し、編成する場合として、一つ目、119番通報内容などから傷病者が重篤あるいは心肺停止状態の場合、二つ目として階段や通路が狭くて傷病者の搬出が困難な場合、三つ目として危険を伴う現場で危険排除が必要とされる場合、四つ目として交通事故現場等で二次災害を発生を防止する必要がある場合などを想定しております。

また、救急隊の活動に本隊をプラスすることで迅速かつ効果的に活動を行いながら、救命率の向上や搬送先病院までの活動時間の短縮に努めているところであります。以上で答弁を終わります。

4番（仲間光枝）

有難うございました。それでは、再質問をしてみたいです。消防予算というものは、市町負担金によるものですから、当然、南城市とか八重瀬町の理解、協力が必要になりますし、顧問弁護士の助言とか、市町の指導とかも当然必要なことだと私も理解しておりますが、ただ、こんなに時間をかける必要はあったんだろうかだとか、21名の職員の身になって、これまでベストを尽くしてきたのかという点においては、どうしても疑問に感じてしまいます。

でも、先程の答弁から一定の進展があったということは、それは良かったというふうに思います。では、精査は終わられてのご判断というふうに理解をしつつ、いろいろ確認をしていきたいと思えます。

この精査対象期間はいつからいつまでで、過少支給と過払い支給、それぞれの総額を第三者委員会からありましたが、それは精査後にはっきりさせてからということで、これまで1年かけてきたわけですから、それも出ているだろうというふうに思えますので教えて下さい。
次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの質問にお答え致します。職員の返還過払い及び過少支給に対する年数に関しては、5年を考えております。これは公法上、債権の消滅期間は地方自治法第236条1項により5年というふうに定められておりますので。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

議長（本村 繁）

再開します。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回の算定期間なんですけれども、平成29年から令和3年度の5年間の算定をしております。その合計金額になりますけれども、該当職員21名中、給与過払いによる返還請求予定者が12名となっております。金額にいたしますと1,540万5,348円、また給与の過少支給による支払い予定者が4名おまして、320万5,110円となっております。

あと過払い、過少のない予定者、変更のない職員は5名となっております。以上です。

4番（仲間光枝）

いまのご説明では、平成29年から令和3年の5年間、要は直近、遡っての5年間ということと言っていると思うんですけれども、私がお尋ねしているのは、それではなくて、第三者委員会が指摘したこの期間も平成29年からの分と第三者委員会は言っているんですか。

次長兼総務課長（島袋清正）

第三者委員会の方では、速やかに是正しなさいというふうに言われておりますので、この期間が何年分とか、全額支給とか、そういう答申ではございません。あくまでも地方自治法、労基法に基づいてうちの方で直近5年分ということで算定しております。

4番（仲間光枝）

ちょっと第三者委員会の当時の資料を見ているんですが、今回の調査範囲というのが平成20年3月から26年2月までの6年間を設定してやりましたとかというふうに書かれていたりするんです。なので、おそらくこの不適切というか、本来あるべき給与が支払われてない期間というのは、相当前、要するにいまおっしゃっている平成29年以前からということだとい

うふうに私は思っておりますけれども、なので先程5年にしましたということをおっしゃっていただけますけれども、この労基法ですか、それについて2年から3年、いま準用期間であり、いずれ5年になるので島尻消防組合としては、その5年マックスを適用してやりますというお話だったと思っておりますけれども、例えば過少支給された職員の皆さんの本当に払われるべき給料というのはもっとあったということになると思うんですけれども、それについては明らかにしないままに、では直近の5年間で対処をしますということについては職員の皆さんには説明はもうされたんでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

この方ちゃんと精査されたのが年末で、確認したのが1月等になっておりますので、職員の方にはまだ説明はしてはおりません。

あと、この事案が発生したのは、確かに平成20年から25年度にかけて職員の1から3に昇格があったということで、それからずっと昇格した号給との積み重ねでいまの差額が生じておりますので、労基法、法律に基づいての返還の対応となっておりますので、いまのところは直近の5年分というふうに考えております。以上です。

4番（仲間光枝）

それではこの切り取り方によっては、もしかしたらいま救済の範囲に入っていない最初の方、平成何年でしたっけ、とにかくその最初の方に未払いの分が多くある場合、直近の5年ではおそらくもしかしたら逆転、本当は前半の方では多く未払いが発生しているけれども、いま皆さんがおっしゃる5年の期間では未払いがあるにも関わらず、もしかしたらこの5年の期間では返還済みに入っているようなケースというのでも考えられませんか。

次長兼総務課長（島袋清正）

返還に関しては、前が多かったから、いまが少なかったからというふうには考えておりません。いま言えるのは、いまもらっている給料、また差額分がある分に関しては、労基法に則っての返還ということで考えております。その額が多いとか、少ないとか、その辺はいまのところ実際に出した計算の方法での算定となっております。以上です。

4番（仲間光枝）

島尻消防組合がどういう対応をすとか、しないとかの話ではなくて、実際この21名の皆さんがどれぐらい給与を少なく支給されていたかというトータルをまずは見てみないといけないんじゃないですか。この期間だけを見ると、本当にこのままでは救われない職員も出てくるのではないかなというふうにすごい危惧をしておりますけれども。

管理者（古謝景春）

我々も法治国家で法律を守る立場ですが、これは時効といういわゆる5年まではその分請求できますよというようなことで時効成立の件ですから、これは法律を遵守する我々にとっては感情ではなくて、6年、7年、8年までそういうことをすると、また逆に市民からどうなのかというようなことが請求された場合は、完全に敗訴になってしまうというようなこと

ですから、その部分の将来については、また、この方々に不利益が生じないような形も含めて検討すべきだろうと思っております。

4 番（仲間光枝）

それでは、管理者、管理職の皆さんにぜひ参考にしてほしい行政判断がありますので、ちょっと紹介します。ネットで宮城県登米市、報道発表資料と後程検索してみてください。令和3年9月28日付けの報道発表資料を抜粋したものを読み上げます。

初任給算定に係る公益通報の精査、対応を怠り、2,015年度以降に採用した対象職員15人のうち、9人に過少支給、6人に過大支給していたとして管理職5名について懲戒処分を行ったと公表されています。

私が注目するのは、対象職員に対して登米市が取った行動です。過少支給は最大で一人210万円、過大支給は5万円から40万円だったとのことですが、過少支給者へ未払い分全額一括払い、過払い者へは返還を求めず、市が全責任を負い、市長が市民へ謝罪しました。

その市長会見ニュースは、いまでもユーチューブで確認できます。先日、登米市に電話をしまして、内容に間違いとか、後日の訂正などはないかと確認しましたが、内容に間違いはありませんとのことでした。

再度、古謝管理者に伺います。繰り返しになりますけれども、速やかな是正を求めた第三者委員会から既に1年近く経過しようとしています。いま時効のお話をされましたけれども、まさにそうなんです。早くしてというのは、この時効があるからこそだったというのがありますけれども、もう1年経ってしまったということ。

古謝管理者がいなかった4年間、島尻消防組合では様々な問題が露呈しております。再び南城市長として、そして管理者として戻って来られたのには私は理由があると思っています。これは神様の取り計らいだというふうにも私は思っておりますので、もう一度お聞きします。管理者として、この判断がベストですか。迷惑を被った職員へこれで納得のいく説明ができるんですかということのご所見を伺います。

管理者（古謝景春）

この給与の算定というのは、私は結構難しいんですね。毎年1号1号査定、遡及分も途中で発生したりということで、計算的にも一人把握するにも結構時間がかかります。これは私も行政を携わってそれは理解をしていますが、その不利益を被った方々には、5年という時効ではあるんですけども、将来においてもその分の額というのは確保できるような仕組みづくりというのを考えるべきだということで申し上げております。

これは例えばその昇任の部分を少し早めるとかということで、それも含めて不利益を講じた人たちにその分還元していくというようなことも考えていくべきだろうと思っております。

4 番（仲間光枝）

よろしくお聞きしたいと思います。私自身は、最初の質問の中で組織が目指す最善は何かというふうにお聞きしました。その中で事務的なことを述べられておりましたが、私として

はできる、できないは別として、全面救済を目指したいと思えますぐらいの決意がほしかったというふうに思っております。

次の質問に移ります。職員派遣についての目的や効果等について共有させていただきたく質問しましたけれども、よく理解できました。現在、新たな広域化への取り組みも動き始めております。消防長は、人口減少や大規模災害等への備え、持続可能な消防体制確立には、広域化が最も有効であるとしていますし、沖縄県も2031年までに中部、南部の二つのブロック統一を目指しています。

全県一元化については、将来的な理想像とした上で、今回のブロック統一は実現可能性の高い計画として進めていくようなので、そんな流れの中で派遣職員の方々が活躍する機会も増えていくのかもしれませんが、構成市町と消防の橋渡し役、調整役としての役目も重要性もさらに増していくのだろうとも思っています。

派遣の意義、広域化に対する見解と、それぞれの自治体のリーダーも兼ねる管理者、副管理者のご所見を伺い、次の質問へ移りたいと思います。よろしくお願いします。

管理者（古謝景春）

消防の広域化については、我々ずっと以前にも検討して、そしてその方向性で動いてまいりました。これは司令センターもそうではありますが、しかしながら那覇市が反対をして、いまの状況になりました。

それと東部と島尻も那覇が抜けたときに、それだけはやろうということで働きかけたんですが、それも東部側から断られ、いまの状況になっておりますが、これは私の見解としては、いわゆる市民は沖縄本島にどこにも行けるような状況ですから、そこで事故った場合には救急車が、その地域の方々が病院に搬送するわけですから、那覇市の市民というのは人口も多いし、それだけの行動範囲ですから、私は当然一緒に広域化としてやっていくべきだということで常にそれを申し上げております。

財政的な問題でそうなったのかわかりませんが、そういう生命、財産というのは等しく広域化で守っていくべきだということで基本的なスタンスはいまも変わりません。

副管理者（新垣安弘）

広域化に関する議論の中で、一番問題になっているのは、おそらく充足率の問題、違いかなと思っております。そこに関して、今回糸満消防が事務局を担って議論を進めていくということでもありますので、そこは現場の消防同士の議論の進展も見守っていきたいと思っておりますし、広域化ということに関しては、先程管理者から申し上げましたように、私も同じような意向、考えをもっているところです。以上です。

4番（仲間光枝）

いま古謝管理者がおっしゃったように、本当にどこで事故に自分が遭遇するかもわからない中、私の妹も5～6年前に自転車に乗っていて観光客のレンタカーにぶつけられて九死に一生を得ました。そのときもやはり広域化の必要性は本当に痛感した次第です。

いまの管理者、副管理者のご所見を伺いまして、今後はお二人がリーダーシップを取って、また、広域化、南部ブロック化についてもリーダーシップを取っていかれるんだろうなというふうにご期待を申し上げます。

では、次の質問へ移ります。P A連携という言葉は初めて今回知ったんですけども、Pはポンプ車のPで、Aは救急車の英語の頭文字ということなんですけれども、条例等を根拠とする体制としての位置づけは非常時への迅速な対応になくてはならないものだなというふうに感じております。

前回の質問の答弁では、コロナも相俟って救急搬送も増えているとのことでしたので、お聞きしますけれども、例えば当消防の救急車がすべて出場中、しかも近隣消防署からは遠い現場だった場合、先に消防車で向かい救命活動を行いながら救急車の到着を待つというようなやり方もありということでは理解してよろしいですか。

署長兼警防課長（城間 功）

そのとおりで理解していただければと思っております。以上です。

4 番（仲間光枝）

やはり1分1秒を争う救急救命活動において、どんな場合においても最速で駆けつける方法を選択実行するのが消防の使命であり、求められていることですから、P A連携体制が適格に運用できる組織であることは非常に重要であるかと思えます。

島尻消防組合救急業務規程第2条の但し書きの意味することについて、私は人命を最優先する消防のあり方を感じずにはいられません。城間署長と屋比久消防長に伺います。先程の質問で広域化の話もしました。昨年3月のタイムスの記事に南部ブロック2市、2組合の消防が統一化された場合、現場到着に要する時間が最大で12分短縮する効果が見込まれるということも書かれていました。すごいことですよ、12分も差が出るというのは、この差は助けられる命の数にもきっと大きく影響するものだというふうに思っています。

ただ、それが実現するのはまだ少し先の話です。やはりその間は、いまの島尻消防組合のもてる力を最大限に発揮しながら、この困難な時代を乗り越えていかななくてはなりません。地域住民に信頼される消防としてあるために、どのような組織を目指していくのか、改めて署長、消防長のそれぞれの思いをお伺いしまして、私の最後の質問を終わります。有難うございました。

署長兼警防課長（城間 功）

これからも島尻消防が職員数増員を目指してやっついていかないと、そういうのもできないんじゃないかなと、佐敷においていま4名体制で業務を展開しております。実は、ここで救急車が出た場合、1名の職員が残ります。その分、何か急患、心肺停止とか、そういった救急事案に対して二次救急、それを車両1台1名で対応したりなんかしております。

そういうのもなくすような形で4名の職員だけではできないものはありますので、増員目指していければいいかなと思っております。以上です。

消防長（屋比久 学）

私も城間署長の言うとおりでというふうに思っています。また、南部広域化については関係機関と連携を取りながら今後進めていきます。また、進展がありましたら、皆さんにお知らせしたいというふうに思っています。

また、地域住民の皆さんのためにも消防行政の充実強化を図っていかねばいけないと思っています。また、消防行政に邁進していかねばいけないというふうに思っていますので、職員の意識の高揚が必要だろうというふうに思っています。

新聞報道でも島尻消防のパワーハラスメントであったり、いろいろな問題が出ている状況ですので、私は毎月1日の訓示に本署、具志頭、佐敷出張所に出向いて職員互いの人格を尊重し、働きやすい職場を整えるためにも協力をお願いしますというふうに毎月伝えてきております。

これまで以上に素晴らしい島尻消防となるように努力していきますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。以上です。

1 番（新里 嘉）

新里です。よろしくお願いします。それでは、通告にしたがって一般質問の方をさせていただきたいと思っております。

1 番目、定員適正化計画について。これまでに幾度も取り上げてきた質問であります、いよいよ令和4年度は計画の最終年となりました。この3年間検討に検討を重ねてきたと思っておりますが、未だ何の進展もないのが現状であります。改めて目標達成に向けての意気込み、見解をお聞かせ下さい。

大きい2点目、八重瀬出張所建設事業について。消防本部（本署）2階ロビーに、完成イメージ模型も公開されておりますが、予定どおりに事業は進捗しているのか、課題等はないのか伺います。以上、2点よろしくお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの新里議員の質問にお答えしたいと思います。近年全国でも地震・台風・豪雨等での救助や救急件数出動が増加している中、当組合も例外ではなく平成28年には3,000件を超え、令和3年には約3,600件と増加しております。

このような状態で職員の定数適正化として令和元年度に「定員適正化計画」を策定いたしました。全国では78.3%の充足率ですが、当組合は70.7%となり人数では133名の定数との計算値が出ております。

現在は93名となっており増員の計画として取り上げましたが、進んでいないのが実情でございました。梯子車の導入、佐敷出張所の4名体制、今回、八重瀬出張所の改築等もあり、消防力の充実、又、消防力の低下を防ぐためにも増員が必要と考えております。

特に八重瀬出張所に関しましては、現在6名体制であり、通常救急要請があれば、3名の隊員が出動いたしますが、同時間帯での連続出場もあり、残り1隊での出場となりますけれ

ども、その後、庁舎に残る職員はゼロとなります。

このような事案が平成28年に371件、平成29年には444件、平成30年には356件とあり、現在、八重瀬町の人口も増加の中で消防力の低下が懸念されております。このような事案の解消のためにも八重瀬出張所には、あと1隊の職員配置が必要と考えております。

また、この問題に関しましては、南城市の議会にも付帯決議として取り上げられておりまして、前進するものと考えております。

あと2番目の八重瀬出張所建設事業についてですけれども、現在の具志頭出張所は築45年となり、その老朽化に伴い、新しく建て替える計画となっております。

平成30年に庁舎建設検討委員会を立ち上げ、7回の用地選定委員会を持ち、建設場所の決定を行い、令和2年6月にはすべての土地を購入しております。

建設場所については、現在の場所から北西側へ約500m移動したところとなっております。

その後、令和3年5月に基本設計に係る諮問を受け、委員会において土木建築設計について審議し、同年9月に建築土木設計の答申を受けております。また、12月16日には設計書を作成しており、現在、建築確認センターにて確認申請中でございます。

事業は予定どおり進捗しており、令和4年度末には完成予定でございます。

次に、課題等はないかのご質問なんですけれども、現在のところ順調に進捗していることから、大きな課題等はありませんが、今後、建築において、工事を担う人夫の確保及びコロナ禍における影響等で工事の遅れが出ないか懸念しているところでございます。

また、建築そのものの課題ではありませんけれども、八重瀬町の人口増加に伴う体制の強化や八重瀬出張所の管轄範囲のあり方等について、今後検討していく必要があると考えております。以上です。

1番（新里 嘉）

それでは、再質問の方をよろしくお願い致します。この適正計画の方なんですけれども、令和元年から4年度までの4年間の事業で組合の方が両構成市町の方といろいろと議論を重ねてこの3年間まいりましたが、やはりなかなか数字的、具体的な形が見えてこなかった。

しかし、今回、新年度予算にも先程議論ありましたが、令和4年には4名増の予算の方も計上されておりました。先程議決されたと理解しているんですけれども、新しい職員が4名増えることによって、ある意味、何名の増員、単純に4名増員というふうな理解でよろしいのでしょうか。よろしく申し上げます。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回4名採用増となっておりますけれども、この方々が全部この適正化に基づく増というわけではございません。退職者に絡む職員も含まれておりますので、まだその全員が全員、適正化計画に基づく職員ではございません。

今後、先程の定数条例でも102名というふうに可決されましたので、それに伴ってうちもいきなり増やすというのは考えておりませんので、こういうふうにちゃんと計画性をもって

対応したいというふうを考えております。

1 番（新里 嘉）

すみません、ちょっと細かい確認になるんですけども、令和元年から4年まで9名の増員ということで計画の方はなされたと思うんですけども、今回4名入ることによって、もちろん退職者の分もあると思うんですけども、いまのところ単純に1増なのか。2増なのか。それがわかるのであれば、よろしく申し上げます。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回1増の方で考えております。

1 番（新里 嘉）

令和4年度までと言ったんですけども、先程、管理者、副管理者からもありましたけれども、やはり両構成市町、市民、町民の生命、財産を守るためにも、しっかりそういった充足率も上げていきたいという決意もありました。

やはりその中で、今回この計画は令和4年度で終わりですけども、しっかり今後も含めて、先程次長からもありましたけど、次は令和5年から、例えば令和8年度までの適正化計画に向けての再度計画を提出する予定とか、考え等がおありなのか、よろしく申し上げます。

次長兼総務課長（島袋清正）

適正化計画の方は4年度ということでやっております。あと5年度から8年度に関しては、まだ考えておりませんが、いま考えられるのは、南城市の方でも大型商業施設とか、そういう計画等もございまして、そうすると集客関係、あと交通量関係、道路関係、この辺が増えていくというふうな想定は容易にできますので、それに対してうちの消防の方も適正に対応できるようというのを勘案すると、今後の適正化計画の方をまた再度作り直すといえますか、考え直していかないといけないというふうには感じております。以上です。

1 番（新里 嘉）

答弁書の方にもあるんですけども、やはり八重瀬出張所においては、あと1隊ということとは6名、いまの規模で考えると6名増員しなければ、なかなかやはり回っていかないという現状もあると思いますので、しっかり令和4年度までの計画がありましたけれども、検討ではなくて、令和5年から8年度までのことも含めて両構成市町としっかりとした議論をするためにもやはり計画は再度必要ではないかなと思っていますので、ぜひともよろしく願い致します。

この件に関しては、今回、少し進展はあったのかなと思うんですけども、やはり両構成市町とも人口まだまだ右肩上がり、先程ありましたけど、南城市においては大型施設等も来ますので、そういった点から考えると、これまでも広域だったのに、さらに事業性というか、その辺も含めて大きくなると思いますので、やはりどんないい機械があっても、どんなにいい資機材があっても最終的にはやはりマンパワーというところが一番大事かなというふうに思っていますので、やはり出張所の隊員がゼロであるとか、そういったことはないような形

で、やはり体制を整えていかないといけないと思いますので、今後とも強いやはり決意をもって進めたいと思いますので、要望として止めておきますが、よろしくお願い致します。

大きい2点目の方なんですけれども、こちらの方も答弁では順調に進んでいるということでありました。ただ、ちょっと気になるのがこの場所、冠水地域と言いますか、結構水が四方から集まってくる場所かなというふうに理解しているんですけれども、ある意味、造成とか、その辺の計画、近く建設の方も始まると思うんですけれども、そういったところも含めて、ある意味、冠水対策等もしっかり万全に整っているという理解でよろしいでしょうか。次長兼総務課長（島袋清正）

用地選定なんですけれども、平成30年度に庁舎の建設検討委員会を立ち上げて、この場所については紆余曲折いろいろ討論がございました。そこで7回ほど用地選定委員会の方を持って、現在地の方が適正だろうというような総合的な判断のもと、いまのところに決まったということでございます。以上です。

1 番（新里 嘉）

この場所の周りはまだまだ優良農業地でありますので、どうしても最終的なマスの方はどうしてもやはりそんなに大きくないというふうに見受けられますので、この場所にこれができた後に、やはり近隣に水害の被害とかが拡大しないように、もちろんそういったのは万全を期されていると思うんですけれども、そこもしっかり対応しながら建設事業の方は進めたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

最後に1点だけ答弁書の中で気になったのは、今後なんですけれども、体制の強化、八重瀬出張所の管轄範囲のあり方、管轄の範囲のあり方もやはり議論していかなければならないだろうということが謳われているんですけれども、いまわかる範囲で、例えば具体的に八重瀬の範囲の一部を本庁の方に回すとか、そういったことがある意味、検討事項としてやっていこうという理解でよろしいでしょうか。最後に1点だけよろしくお願い致します。

署長兼警防課長（城間 功）

管轄のあり方について、現在、作業部会を設けてそこら辺の管轄に応じた対応でやっていこうかなと検討中でございます。以上です。

3 番（米増雄二）

通告書を読んで一般質問をします。よろしくお願いいたします。大きな1番目、防災救命器具について。平成29年に当組合は、八重瀬町民、南城市民の皆さんの財産や人命を守り安心安全を確保する観点から県内でも早々にドローンを導入し、様々な現場で活用されたと認識をしている。導入後6年以上が経過し消耗品バッテリー劣化、専用バッテリー生産も終わり購入が出来ないと聞いた。今後の運用に懸念を鑑み伺う。1. 導入後のドローン出動回数を伺う。2. 導入する事で利点や成果を伺う。3. ドローン操縦者の資格取得状況を伺う。

大きな2番目、これまでの一般質問について。1. 令和4年着工と認識だが進捗状況と運

用開始の時期を伺う。これは八重瀬出張所の件です。2. 「島尻消防組合定員適正化計画」について進捗状況を伺う。3. 小規模焼却炉販売メーカーとの情報共有の進捗を伺う。これは令和2年2月の定例会議で質問をした内容です。

大きな3番目、島尻消防について。第三者委員会の答申を受け取り組んで、改善されたところ、課題などの状況を伺う。2. 隊員の体力維持の取り組み状況を伺う。よろしくお願い致します。

警備課長（當銘 直之）

ただいまの米増議員の質問1、救命器具ドローンについて答弁させていただきます。1. 導入後のドローン出動回数なのですが、行方不明者の捜索で5件、危険箇所の確認で4件、火災調査の方で5件、出動ではありませんが、その他関係機関との訓練等で2件の活用をしております。

2の導入することでの利点や成果ということですが、「利点」としましては、人が容易に立ち入れない場所の危険箇所をドローンを使いまして空中から情報収集が最大の利点と考えております。具体的な例としまして、現場活動においては、上空撮影により情報収集を行い、現場把握や2次災害の防止等の活動の補助を行うことができるということです。

調査においては、上空撮影による火災調査、がけ崩れ等危険箇所の調査等となっております。

現在、訓練においては、日課訓練を撮影することによって活動のフィードバックに活用しております。

また、管内の訓練に参加することによりまして、地域住民の消防活動に関する理解を深めるために広報活動に資することができていると考えております。

続きまして、「成果」についてなのですが、検索では現時点では傷病者を直接発見したという事例はございませんが、捜索現場への投入によりまして、捜索範囲の設定や重点箇所の確認等、傷病者の発見までの時間の短縮において有効に機能していると考えております。

3番目のドローンの操縦者の資格取得の状況ですが、現時点では28名の資格取得者がいるということです。以上です。

次長兼総務課長（島袋清正）

質問その2です。これまでの一般質問について、1. 「令和4年着工と認識だが進捗状況と運用開始の時期を問う」というものと、あと2. 「島尻消防組合定員適正化計画」の進捗状況について私の方で答弁したいと思っています。

まず一つ、「令和4年着工と認識だが進捗状況と運用開始の時期を問う」についてお答え致します。令和2年度において先程申しました用地を購入いたしまして、令和3年度に土木及び建築設計、令和4年度に土木造成や建設の入札を得まして工事に取り組む予定でございます。次年度、令和5年4月に完成予定でございます。

これまで建設検討委員会の答申や設計に関し、職員の意見の反映や八重瀬町の職員の協力

のもと、順調に進んできております。今後、コロナ関係による工事の遅れが懸念等がされておるんですけれども、順調にいくと思っております。

あと続きまして、適正化計画の方なんですけれども、「島尻消防組合定員適正化計画」の進捗状況に伺うについてですけれども、先程の新里議員からの質問もありましたが、令和元年度に定員適正化計画を策定し消防力の維持及び向上をめざし検討してきております。

進捗としては、増員への計画は、先程の定数条例の増員の可決もございましたけれども、今定例会に増員条例案を提出し説明承認後計画を遂行していきたいと思っております。

近年の災害及び地震、豪雨等はかなり被害が大きいものがございます、救急要請においても件数が増しており、当時組合としても例外ではありません。

その中での定数適正化に向けての状況ということなんですけれども、国が示す実態調査で、島尻消防の適正化133名ということで、現在93名の定数を102名といたしましております。

今定例会にて定数条例の改正の可決がされましたけれども、それをもとに計画的に消防力の強化を図っていききたいと思っております。

予防課長（新里昇昭）

米増議員の「3. 小規模焼却炉販売メーカーとの情報共有の進捗を伺う。」についての質問にお答えします。

小型焼却炉について、前回、令和2年2月定例会でお話したとおり、焼却炉は、その大きさが据え付け面積2平方メートル未満であれば、届出義務がないものとなっているため、すべての設置事業所を把握しているわけではありません。

設置工事を行っている工事業者に対し連絡を取ったところ、設置した事業所名を確認することはできませんでしたが、2カ月に一回程度メンテナンスのために巡回していることを確認しています。その際、焼却方法の指導や器具等の確認をしているとのことでした。

また、焼却炉を設置した際には、消防署へ確認を取り、必要であれば届け出るよう伝えているようです。

焼却方法の指導に対し改善が見られない場合や、火災の危険を感じた場合には消防署へ情報提供してもらうよう依頼しております。

現在、把握できている届出義務のない小規模焼却炉設置事業所数2件、これは任意で届出があったためと。南城市に1件、八重瀬町に1件です。以上です。

次長兼総務課長（島袋清正）

大きい3番、島尻消防組合について答弁を行いたいと思っております。

1. 「第三者委員会の答申を受け取り組んで、改善されたところ、課題などの状況」に関してですが、令和3年4月28日に「島尻消防組合不祥事に係る第三者委員会」の調査結果に係る報告書が出ております。

その答申及び調査報告書にご指摘、改善事項等のご提言を受け、全体的にかかわる事項として、令和3年6月に「島尻消防組合コンプライアンス行動指針」を策定致しました。

同行動指針は、組合全職員を対象として策定された内容となっており、不祥事が起こった事案等の背景や不祥事再発防止のための方策等が細かく記された内容となっております。

その行動指針策定後は、コンプライアンス宣言文を本部庁舎及び出張所へ掲示するとともに、各課における定期的な唱和や、管理職にあつては、毎週月曜日の早朝管理職会議において唱和を行っております。

また、毎月初めの消防長訓示においてコンプライアンスの保持に努めるよう訓示を行い、行動指針が一過性のものにならないよう努力しております。

さらに、コンプライアンス保持のためのセルフチェックシートを職員向け、管理職向けの双方を作成し全職員へ記入提出させ、その結果について全職員共有し、職員として、管理職として、組織人として、個人としての各方面からの進捗管理ができるよう取り組んでおります。

また、不祥事事案となりました「パワハラ疑惑事案」につきましては、信頼関係を構築していくため、風通しの良い職場環境や管理職会議におけるパワハラ事案等を例題にした防止策の共有などを図り、その改善に取り組んでおります。また、「法令遵守違反事案」における取組としては、法令順守の徹底及び未整備の例規の判定や改正などを行うとともに、機会あるごとに管理職会議等において法令順守の徹底を唱えております。

また、給与の飛び級問題に関しましては、構成市町総務課職員や弁護士のご指導・ご協力を得て改善の方向に取り組んでいるところでございます。

また、「賭博行為事案」につきましては、少額の事案で公然と行うことはできないと思いつつ、強い違法性までとは感じていなかったことから、安易な行動となり消防長から講堂に職員を集め厳重注意を受けております。倫理観や規範意識のさらなる自覚及び環境改善の取り組みを行い、継続して実施しております。

また、「ハラスメント実態把握アンケート調査」の実施や、ストレスチェックの定期的な実施等を行い、その結果を集計し個人が特定できないように職員への結果をフィードバックに努めております。

また、人事評価制度のスタートに向け、昨年11月に全職員対象に研修会を実施いたしました。今年度中に規程等を整備し、次年度の研修会・学習会等を経て令和5年度実施に向け取り組んでいるところであります。

さらに、第三者委員会のご提言にもありますように、外部人材の活用・導入として、令和3年度当初より構成市、南城市の方から職員の派遣をいただき、各方面から指導助言をいただき大きな成果を得ております。

課題等につきましてはですが、長きにわたり続いてきた「風通しの悪い職場環境」や「コンプライアンス、規範意識の欠如」の早期の改善ではないかと考えております。

今後とも、改善のため職員一同取り組んでまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い致します。以上です。

署長兼警防課長（城間 功）

次に、2の隊員の体力維持の取り組み状況についてお答えします。

消防活動を効率的かつ安全に行うためには強靱な体力が必要不可欠であることから、基礎体力と精神力の向上を目的として、災害（火災・救助）対応訓練を実施しております。また、勤務日の休憩時間や非番日においてウエイトトレーニング資機材を活用した体力錬成に取り組み体力維持をを保持しております。以上で答弁を終わります。

3番（米増雄二）

順次、再質問をしていきたいと思えます。まず、最初にドローンの件について。このドローンが平成29年、管理者と副管理者にも新聞記事の資料を提供しましょう。当時の古謝管理者が県内初のドローンということで、かなり注目を浴びたと。やはり構成市町の町民、市民の安全安心を守るためにという認識での行動だったと思えます。

先にそのときの思いだったりとか、もしあれば管理者ご答弁お願いします。

管理者（古謝景春）

お答え致します。事案として、丘陵地の崖に子どもが落ちて捜せない状況があり、それを自衛隊の救助隊をお願いしてロープで下まで降りたら足をケガして生存していたということと、もう一つは齋場御嶽で崖に落ちて、これは3日後に見つかったんですが、そういういわゆる確認が早期にできるという点からすると、大変重要な役割を担っているだろうと。

そして、これだけの八重瀬も含めて海岸線がございますから、そこでは事故があった場合には、それで捜索して、瞬時にそれが把握できるということですから、そのことも含めてドローンの役割というのは、すごい活躍するだろうと思っております。

3番（米増雄二）

そういう事例があったということで、ちょっとお伺いをしたんですけれども、実際、いま現状、当時に購入したドローン、バッテリーも生産が終わって購入ができないというふうに聞いたんですけれども、その辺は確かなのか。購入できないということであれば、今後どのように考えているのか、お伺いします。

警備課長（當銘 直之）

米増議員の再質問にお答え致します。現在、当時購入したときに純正のバッテリー品を6個購入して、訓練だったり、災害現場で活用していたんですが、やはり年数が経ちますと、バッテリーの経年劣化が出まして、飛ばすには時間が短くなったりしたということで、純正品を購入しようとしたんですが、今回、使っていたドローンが製造中止となりまして、それに伴いまして純正品の方も製造されていないということがありまして、そのドローンに対して互換性のあるバッテリーを4つほど注文したんですけど、それで訓練と現場活用していたんですが、保険等の問題がありまして、保険会社さんの方から純正品以外のバッテリー、そういったものを使用しますと、万が一、対人対物、そういった事故が起きたときには、保険の対象外という通知がありましたので、現在、署内での訓練等に関しては問題はないんですが、

それを現場に行って現場で使うというのは、現在いまのところはまだできない状態でありまして、それを踏まえて、いま構成市町の方と協議しながら、新しいドローンに向けて進めているところでございます。以上です。

3番（米増雄二）

保険の対象外であるということで、外では飛ばせないという状況だということがわかりました。去年度予算要求をして、構成市町から予算要求には応えなかったと、その金額が50万円だというふうにお伺いをしているんですけど、そこの確認だけお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただ今のドローンに関して、バッテリーの互換性がないと保証できないという保険会社からの通知をもとにして、やはりうちの方としても保険がないと厳しいのかなというのがございます。

それで今年度、令和4年度に再度ドローンの要求を致したんですけれども、なかなか予算の都合上認められないということで、今回、令和4年度の予算の方には計上しておりません。以上です。

3番（米増雄二）

金額は50万円。

次長兼総務課長（島袋清正）

80万円の方で要請はしております。

3番（米増雄二）

有難うございます。80万円が高いか、安いかというのは、ちょっと僕の方でわからないんですけれども、逆にそういう話を聞いて、僕は80万円のドローンでいいのかというふうな逆に思ったところです。

なぜかと言うと、北部辺りの消防組合だと業務用だとかということで350万円ぐらいのドローンを活用していると、このドローンはサーモグラフィーというか、熱を感知して、熱があるところで色が分かれて搜索もできるというような機械だというふうに聞いています。

先程の管理者の当初導入した経緯からすると、搜すという観点であれば、やはりそういうサーモグラフィー的なものもあるべきじゃないかと。

あと今年の早々に具志頭の部落でお年寄りですけれども、いなくなったという事例がありました。現状まだ見つかってはないんですけれども、そういうドローンで体温を感知して捜せるようなものがあれば、早期発見に繋がったのかなというところがあるものですから、ぜひ80万円とか、その映すだけとかということではなくて、しっかり町民、市民の命を守る、一人の命を守るというのが消防の使命だと思いますので、そこをしっかりと80万円とかいうことではなくて、やはり構成市町もそこを認識した上で、しっかり対応していただきたいと思うんですけれども、予算がなかなか厳しいというところであったと思うんですけど、実際あるけれども、保険の関係で飛ばせないと、外では出せないという状況もありますので、そこ

を踏まえてしっかり管理者、副管理者、役場に帰ってぜひドローンを導入しようというように思いとかがあればお伺いをしたいんですけど。

管理者（古謝景春）

いま聞いて構成市町の予算が計上できないということはございません。これは緊急に必要なであれば予備費からでも流用してやるべきだと思っております。

副管理者（新垣安弘）

いま米増議員のご指摘と管理者の答弁で大方、方向性は決まったのではないかと思います。以上です。

3番（米増雄二）

有難うございます。やはり最新というか、人命を守るという観点から、やはりしっかりとしたフル装備のドローンを導入していただいて、安心安全を守っていただきたいなと思います。

ここは終わりました、次、八重瀬出張所については、先程もありましたので、こちらはそのまま飛ばしたいと思います。

あと適正化についても先程同僚議員からもありましたので、こちらもおよそ理解ができたというところになりますので、そこも飛ばしたいと思います。

あと大きな3番目、答申を受けてどうだったかということで縷々答弁がありました。やはり問題が起きた、それはしょうがないという言い方は変ですけども、起きたことに対してどう取り組むかというところですので、この時点、これはこうだというようないろいろな答申があった上でこれを改善していくというのは当然だと思います。

そういう議論になりがちなのが、やはり感情的な部分が入ってくると、なかなか前にも進まなかったりとかということになると思いますので、やはり法律に準じたような形で、先程の同僚議員からのお話がありました給料問題についても、当然少なくもらう人、多かった、また、払う人というのがありますので、そこは感情論ではなくて、やはり法律を守ってやっていくべきかなと個人的に思っていますので、縷々答申で受けられたことについてしっかりと淡々と粛々と取り組んでやっていただきたいなと思っておりますので、そこだけお話をし、こちらの部分についても終わります。

あと最後に体力維持についてなんですけれども、先程一般会計の当初予算でも八重瀬出張所のトレーニング器具が50万円だということで、それは安いのではないかとということで僕は質問したんですけども、そのときにもちょっと話したんですけども、そのトレーニングが業務の範囲なのか、そうじゃないのかという部分もあると思うんですけども、やはりいいトレーニング器具でやるトレーニングはモチベーションだったりとか、今後の士気にも関わってくるものだと思うんですけども、非番でも来るということだったんですけども、このトレーニングというのは消防としてどういう捉え方になるんでしょうか、体力維持が業務なのかなんなのかというところは難しいと思うんですけど、なにかご所見があればお伺い

したいと思います。

署長兼警防課長（城間 功）

ただ今の質問について、トレーニングが業務になるのかという話ですよね。業務の一環としてこちらの方は見ております。以上です。

3番（米増雄二）

であれば、業務の一環と、業務の一部だということで捉えるのであれば、やはりトレーニング室、トレーニング器具の充実はしないといけないと思います。

予算的な部分でということであればしょうがない部分もあると思いますけれども、ひとつちょっと聞いたんですけれども、潜水の訓練は八重瀬町のプールを開放してもらっているというふうにちょっと聞いたんですけれども、その事実関係だけお伺いします。

署長兼警防課長（城間 功）

米増議員の質問にお答え致します。水難隊におきましては、年に一回程度、八重瀬町のプールを借用いたしまして、潜水訓練の基本的操作であったり、水難訓練隊に入隊するための泳力訓練等のテストを八重瀬町の方で場所を提供させてもらっております。以上です。

3番（米増雄二）

であれば、筋力トレーニングだったりとか、実際、南城市にも八重瀬町にもトレーニング室というのはありますので、それを島尻消防の隊員は無料とか、半額で開放してあげるといふこともひとつ私はいいのかなと思うんですけれども、その辺の所感があれば、管理者、副管理者よろしくお願いします。

管理者（古謝景春）

消防職団員についてもあらゆる災害に備えて強靱な体格を求めて瞬時に動けるような体力を作らなければいけないと私は感じております。

旧知念村の時代に私は職員だったんですが、山林火災があつてずっと延伸をはからなければいけないということでホースを担いで傾斜を上っていくのを見かけたんですが、消防隊員が息を荒れて倒れたんです。それで僕らが担いで上まで持って行ったんですが、それぐらい日頃から体力を備えておかなければ、ああいう瞬時に対応する場でそれができないという状況になりますと、また延伸が火災も含めて消せないわけですから、そういうことが起こっていたということは、日頃からその職に就いたら、しっかり走ったり、そして体力を温存するというようなことはそれは当然やるべきだろうということで、私共も旧知念の体育館にもこの器具を置いてありますし、また、ここの玉城にも置いてあります。

それは日頃から休みのときも自分の体力を温存するために頑張れるそういう環境を作っておくわけでありますから、ぜひ活用していただきたいと思っております。

副管理者（新垣安弘）

大変いいご提案だと思いますので、十分可能だと思います。以上です。

3番（米増雄二）

以上にはなるんですけど、やはり古謝管理者になって、結構4年間でいろいろありました。やはりこれからスタートに立ったところだと僕は思っていますので、やはりリーダーシップをしっかりと取って、今後の島尻消防を発展させていただきたいなど。

今回ドローンもなかなかできなかったというところでありましたけれども、ここも強いリーダーシップを古謝管理者に取っていただきましたので、ぜひ明日にでも役場に行って、ドローンを買おうという相談をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願ひします。有難うございました。

議長（本村 繁）

これで米増議員の質問を終わります。

次、宮平議員。

2番（宮平憲二）

こんにちは。まず古謝管理者、おめでとうございました。これから4年間、市民、町民の生命財産を担う舵取りとしてぜひ頑張ってくださいと思います。

12時ちょっと過ぎているんですけど、早く終われるようにいい答弁をよろしくお願ひ致します。

議員として最後の定例会ということで、過去を振り返って質問を予定しております。では、早速2点あります。

まず1番目、1. 市町村消防の広域化について。平成30年10月の定例会で質問した「沖縄県市町村消防の広域化」その後の進捗状況について伺います。

2. 島尻消防組合の不祥事その後について。令和3年10月の定例会で質問しました島尻消防組合の不祥事について「島尻消防組合不祥事に係る第三者委員会」から指摘された各事項について、その後の具体的な改善・解決したことについて伺います。

次長兼総務課長（島袋清正）

宮平議員の市町村消防広域化についてお答え致します。「沖縄県市町村消防の広域化」の進捗状況の件ですが、令和3年3月に沖縄県から「沖縄県消防広域化推進計画」が出されております。その中で、島尻消防は南部Bブロック（豊見城市、糸満市、東部消防組合、島尻消防組合）の広域案が出されております。

その後の進捗についてですけれども、昨年11月24日に県防災危機管理課からの構成市町の担当者や各消防長等を集めて説明会が行われております。

内容といたしましては、総務省消防庁からの基本方針において広域化を推進する旨と、また各市町においての方向性についてでしたけれども、各市町、また各消防本部とも検討の段階で終わっております。

この説明会のあと、糸満消防本部の呼びかけで、糸満消防、豊見城消防、東部消防及び島尻消防の各消防長と総務担当での会合がありまして、南部ブロックについての検討がなされました。

ただ、その会合自体が広域化を前提とした会合なのか、あるいはまた広域化の勉強会なのか不明でしたので、各消防からの提案で「南部ブロック消防広域化等勉強会設置要綱」を策定し、勉強会を重ねて検討する方向でおります。

当組合としても今の消防力を維持しながら広域化に対してのメリット、デメリットの検証を判断していき、構成市町と相談しながら方向性を見出していきたいと思っております。以上です。

質問その2、「島尻消防組合不祥事に係る第三者委員会」からの指摘された各項目や改善・解決したことについてですけれども、先程の米増議員の答弁と重なりますが、令和3年4月に「第三者委員会からの調査結果に係る答申書」が出ております。

その答申及び調査報告書に指摘事項がいくつかございまして、一つ目のパワハラ問題の件ですけれども、消防組織内での意識改革が重点となり、令和3年6月に「島尻消防職員のコンプライアンス行動指針」を策定しております。

職員一人一人の言動、行動は公務員としての自覚を持ちながら常に持ち合わさなければならないので、この行動指針を職員に浸透させるため、「コンプライアンス宣言文」を本部庁舎及び出張所へ掲示するとともに、各課における定期的な唱和や、管理職にあつては、毎週月曜日の早朝管理職会議において唱和を行っております。また、毎月初めの消防長訓示においてコンプライアンスの保持に努めるよう訓示を行い、行動指針が一過性のものとならないように努力しております。

さらに、コンプライアンス保持のためにセルフチェックシートを職員向け、管理職向けの双方を作成し全職員へ記入提出させ、その結果について全職員共有し、職員として、管理職として、組織及び個人として各方面からの進捗管理ができるように取り組んでおります。

あと二つ目の給与の飛び級問題に関しましては、先程の仲間議員への答弁と重なりますが、構成市町総務課職員や弁護士のご指導・ご協力を得て改善の方向に向けて取り組んでいるところであります。

あと三つ目の「規定の書き替え問題」につきましては、条例、規則等の決裁及び職員への周知方法及び事務的な手続きが不十分であり、「法令遵守違反事案」における取組みとしては、公文規程、文書取扱規程、専決規程の見直し等の規則制定や改正を行い、法令順守の徹底及び未整備の例規の制定や改正などを行うとともに、機会あるごとに管理職会議等において法令順守の徹底を唱えております。

あと四つ目の「野球やボウリングでの賭博行為事案」については、少額の事案ではありますけれども、公然と行うことはできないと思いつつ、強い違法性までとは感じていなかったことから、安易な行動となっております。このことは消防長からも職員に対し厳重注意を受けております。倫理観や規範意識のさらなる自覚及び環境改善の取り組みを行い、継続して実施しております。

五つ目の「記録改ざんの疑い」については、決裁前の報告書での修正でありまして、そも

そも改ざんではないという答申となっております。

しかし、誤解を招く背景には職員との風通しがうまくできていなかったことが一因と思われる、信頼関係を構築していくために、風通しの良い職場環境づくりや管理職会議におけるパワハラ事案等を例題にした防止策の共有などを図り、その改善に取り組んでおります。

「ハラスメント実態把握アンケート調査」の実施や、ストレスチェックの定期的な実施等を行い、その結果を集計し個人が特定できないよう職員への結果のフィードバックに努めております。

さらに、第三者委員会のご提言にもありましたように、外部人材の活用・導入といたしまして、令和3年度当初（南城市）より職員の派遣をいただき、各方面からの指導助言を受けながら大きな成果を得ております。以上です。

2番（宮平憲二）

有難うございました。市町村消防の広域化についてですけれども、平成24年に圏域1ブロックによる消防広域化困難ということで協議会解散しましたけれども、今回ブロック、中部ブロック、南部ブロックで、北部は今回ないんですけれども、順次広域化をして県としての考えは将来的には1ブロック化を想定しているのか。その範囲確認をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

将来的には、そのとおりでございます。

2番（宮平憲二）

広域化のメリット、デメリットということを書いてありますけれども、具体的にわかれば教えてもらえますか。

次長兼総務課長（島袋清正）

広域化についてのメリット、デメリットということなんですけれども、まずメリットといたしまして初動体制で、強化の1次出動、2次出動が増加ができますということ。あと救急要請において近い消防署から出動できる。あと大規模災害において連携がスムーズになる。あと救急救助の専門性の高い職員、専任化が図れるというのがあります。

あと高度資機材等の整備等も可能かと思えます。あと広域化に向けて、整備資金や緊急防災・減災事業債などの優位な資金調達ができるというようなメリットの方がございます。

あとデメリットと言いますか、検討課題というふうにはなるんですけれども、検討課題といたしまして、構成市町の規約改正、あと負担金の算定、あと議員の定数、条例の制定、あとまた重複する役職や待遇、人材育成関係、あと各消防の管轄境界線がございまして、その辺の再編成とか、あと財務とか、給与関係のシステムの方がいま各消防バラバラになっているんですけれども、そのシステムの統一化等々の検討課題があります。以上です。

2番（宮平憲二）

いまメリット、デメリット、メリットの方は理解できました。デメリットの方については、これは統合する上での事務的な処理だと思うんです。そうではなくて、私が言っているのは、

根本的にこれは例えば財政で負担が大きいとか、具体的なものを答えてほしいんですけど、デメリットはないということでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

先程のデメリットという検討課題もございましたけれども、いま南部Bブロックの方では、糸満市、豊見城市、また、島尻消防と東部消防というふうなBブロックが出ております。それでいま消防力の方が各消防本部の方とも違ってございまして、それを同じ広域化をすることによって、どういうふうな消防力の持っていく方、あと負担金の算定方法、あと島尻消防と東部消防は一部事務組合となっております。

あと豊見城市と糸満市の方は、単独消防というふうになっておりますので、広域化というふうになりますと、糸満市、豊見城市の方は、一旦消防行政の離脱と言うんですか、広域化にするために一緒にならないといけませんので、その方の課題というのが懸念されると思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

特に大きな問題はないと思っております。先程も管理者、副管理者の方から今後強力に進めていくということがありました。

それで消防の推進期限に令和6年4月1日までということになっております。この推進期限という意味なんですけれども、個人的には推進をして統合を図るまでの期間だと思うんですけれども、広域化を決定するという期間だと思うんですけれども、この意味合いというのを教えてもらえますか。

次長兼総務課長（島袋清正）

前の方針の方では、令和6年4月1日から広域化しなさいというような文言が書かれておりました。去年の3月に出された県の指針の方では、概ね10年を目途にして統合、広域化の方を進めて下さいというようなこともありまして、それに向けてうちの各消防本部としても勉強会を開いて、先程のメリット、課題、それが十分にクリアできるかどうか、その辺を私だけではちょっと判断というのはもちろんできませんので、各消防と、また各市町の首長を中心として、その結果を求めていきたいと思っております。

確かに令和6年4月というふうには、うちの方も当初は理解しておりましたけれども、去年の整備指針を見ますと概ね10年というふうに書かれておりますので、ただ延ばせばいいというものではありませんが、その辺、再度詳細に検討していきたいと思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

6年を過ぎても広域化は可能ということではないんですか。

次長兼総務課長（島袋清正）

方針から見ると、概ね10年というふうに謳われておりましたので、そこで令和6年に区切られるというふうには私の段階ではいま思っておりません。以上です。

2番（宮平憲二）

わかりました。推進期間を過ぎても広域化できるという解釈だと理解します。

それから消防の広域化による財源のメリットがありますよね。これは国庫補助金とか、地方税とか、いろいろありますけれども、具体的にどのような財源がどういうふうにメリットを受けるのか、お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

財源関係なんですけど、市町村合併のときにもあったと思うんですけども、こういう広域、合併するときに優遇措置というのがございます。消防の広域化についてももちろん各々の予算だけではかなり厳しい面がございますので、国の方からも整備資金というのもございます。

あと借入の方なんですけれども、普通は75%とか、交付税率が低いものがございますけれども、今回こういう広域化に伴うものであれば、緊急防災・減災事業債100%充当して、7割ほどの交付税が戻ってくるというような優遇的な起債方法もございますので、その方を活用しながら、この広域化に向けての方針であると国の方は進めております。以上です。

2番（宮平憲二）

わかりました。県の方でこの広域化推進計画というのがありまして、その中で市町村を消防の連携協力市町村に指定するとあります。これは広域化と違うと思うんですけども、どうということになるんでしょうか。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午前12時40分

再開 午前12時40分

議長（本村 繁）

再開します。

次長兼総務課長（島袋清正）

いま確認いたしました。ちょっと読み上げてみますけれども、連携協力対象の市町村の指定ということがあります。国の基本方針において連携協力については、県が広い視野で検討する必要があるとされており、沖縄県としては県下市町村間における連携協力、梯子車の共同運用、共同指令の拡大及び強化等の観点から全市町村を連携協力対象市町村に指定するというふうに確かに謳われてはおります。

この件に関しては、各消防の資機材等の観点から協力ということとなっておりますけれども、これは全市町村というふうになっておりますので、私もちょっと具体的に把握はしていないんですけども、通常はこういう火災等、あと救急とかありますので、お互い協力体制というのはできておりますので、その分の強化というのは、いまのところできておりますけれども、この指定するというのは私の方では把握しておりませんので、あとでちょっと調べ

てみたいと思います。

2番（宮平憲二）

県の方は断定しているんですけど、実際、島尻消防の方は指定されているんですか。

次長兼総務課長（島袋清正）

私の把握している段階では指定するというふうな明確なこういう協定書とか、そういうのは私の方では把握しておりません。以上です。

2番（宮平憲二）

了解しました。この文面だけ読むと、全市町村ですから、考えようによっては、圏域を1ブロックでという考えもできるのかなと、いろんな特殊な消防車両とか、単純にこちらから那覇に行くこともできるというような考えかなと思っております。広域化の前にこれはいいことかなと思っております。

続きまして、2番目いきます。この件については、先程同僚議員から質問ありますので、被るところもあるかもしれません。先程、仲間議員からありました金額の期間5年間と、これはたぶん労働基準法の遡及をするのが5年間なので、5年間と期間を決めたと思います。

ただ、職員には丁寧な説明が必要だと思います。そのためには、どうしても何年から何年まではこういう多く支給された人、少なく支給された人、まずこれを説明して法律的に補償できる分と、これは決まっておりますので、それを順序立てて説明した方がいいかなと思います。

そうしないと職員もなかなかモヤモヤしてスッキリしないと思いますよ。自分がどれだけ損をしたのかということで、でも支給という話とは、これは別の話ですよ。職員に対する説明の話です。その辺は今後やる予定ありますか。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの宮平議員の質問なんですが、確か去年の9月はじめの方に説明会を持ちましてやっております。その間、精査するのにちょっと時間の方がかかって戸惑っております。該当職員の方にはなかなか説明できなかったというのは、深く私の方からもお詫び申し上げたいと思っています。

今回もこの額の方がある程度出ておりますので、もちろん職員の方には、こういう状況とすることを説明し、また、ご理解を得ないと予算の方にもなかなか計上というのもありますので、その説明をした後、そこで今後の予算の方にも反映して、それをまた議会の方でも承認できないといけませんので、その辺は丁寧に行動していきたいと思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

いま質問した内容は、過少給与をもらった人は、本来ならいくら損している。でも、法律的に補償できる部分は5年分ですよという説明をしてほしいということを申し上げております。その辺再度。

次長兼総務課長（島袋清正）

この辺の詳細の金額の方も職員の方には説明して理解を得たいと思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

先程、管理者の方から法律的には5年間と決まりがあるので、これは理解もなかなか難しいというお話がありました。その上でこの損失を補填するために昇給を早めるという話がありました。これは大変いい考えだなと思います。とりあえず、5年間の分は法律的にできる範囲でやると。それ以降は、先程おっしゃった昇給を早めるということで、ある程度、職員にとっても還元できるのではないかなと思っております。その辺について再度管理者の意見をお願いします。

管理者（古謝景春）

先程も時効にて5年という最大のことをすべきだということを言ったんですが、それは過大でもらった方々もまたそのことに該当するんです。そうすると、ずっと全部払えという形になると、知らないでそういう形の制度を活用されて、それを返せというのは大変なことになりますから、5年ということで法律に合った内容の中で、とにかく全部把握をしようと、把握をさせて、その部分の手当というのは、何らかの形でいま言っている昇給を早めるとか、そういうことも含めて検討すべきだろうと思っております。

その不利益を被った方々には大変申し訳ないことでありますが、それをしっかり将来において解消するようなことも考えていきたいと思っております。

2番（宮平憲二）

有難うございます。ぜひ、そういう方向でやっていただきたいと思っております。

それからこの問題は損失を回復するだけではなくて、年金に関わるんですね、前回も同じ質問をしました。この年金については、標準報酬月額でしたか、それをもとに計算されるわけです。

定年するときに本来あるべき等級、号給に持っていかないと、これが退職後も不利益を受けるという状態になります。これは解決法としては、先程管理者の方からありました早めに昇給させるということで解決できる可能性はあると思っております。その辺も含めて、その損失だけではなく、年金まで職員の負担をかけないように、そういう手立てをぜひやっていただきたいと思います。再度お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

前回も年金関係のお話がありましたけれども、今回の該当者がいま35歳から40歳ぐらいの方が今回の該当職員となっております。この方々年金を取るまでの期間について、その方も確かに途中経過の標準報酬ですか、そういうのも絡みはあると思います。この方も中身は、私もまだまだ勉強しないとわからないんですけども、不利益が被らないような方向性を勉強いたしまして対応したいと思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

あとは同僚議員に質問で答えてもらいましたので、私はこれで終わろうかなと思うんですけども、改めて副管理者、管理者、この不祥事に対しての所見ですか、今後どのような改善策をやっていきたいのか、その辺をぜひ所見をお願いします。

管理者（古謝景春）

私も知念村時代から消防組織に関わってまいりましたけれども、ヤークワークキューは絶対するなよというようなことで消防長が代わるたびにそれを訓示として申し上げておりました。

そういう組織というのは、あながち隊員の常に一緒にやっている人たちがいるものですから、そういう顔ぶれを優先にするというようなことが起こり得るんです。それをこれからは公平公正な立場で実施するよというということで、今回こういうことが起こったというのは大変遺憾でありますけれども、それが事務的な内容の基礎ですから、基本的なものを間違えたということで今回公にされましたけれども、それは二度と起こらないような体制を作っていきたいと。

そして市町村とまたあい連携しながら、事務的な内容も精査しながら、今後そのことが二度と起こらないような体制を整えてまいりたいと思っております。本当に不利益を被った職員の皆さん方にはお詫びして、本当に不利益についてどのような形でやっていくかというのは私が先程申し上げた内容で救えれば、不利益を被った方々が理解をするようなことで考えて行動したいと思っております。

副管理者（新垣安弘）

この問題に関しては、先程来、職員からの答弁にもありますように、コンプライアンス宣言文も唱和したりしながら、第三者委員会から指摘されたことに関しては、真摯に組織として受け止めて対応を精一杯やっているところだと思います。

そういう意味では、今後組織がしっかり立て直されていい方向に行くものだと思います。あとはやはりこの給与問題等の処理に関してですけれども、過払いの皆さんの方が額も大きいし、人数も多いですので、この処理にあたっては、同じ組織内の中で大変微妙な部分がありますので、南部水道のときもそうでしたけれども、少し時間はかかるかと思うんですが、そこはしっかり迅速に対応していけるように、また私共も一緒に南城市、八重瀬町からもできるだけバックアップもしながら処理を早めていくようにしなければいけないのかなと思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

先程述べた広域化と、今回の不祥事に関連してなんですけど、広域化された場合に、この問題が引き継がれても処理できないという環境が生まれると思うんですね、広域化された場合。

ですから、広域化までの期間どれぐらいあるかわかりませんが、それまでにはぜひ道筋を立てて職員に迷惑かけないようにお願いしたいと思っております。島尻消防でしかたぶんこ

の問題は解決できないと思いますので、よろしくお願ひ致します。これで私の質問を終わります。

議長（本村 繁）

これで一般質問を終了致します。

本定例会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回島尻消防組合2月定例会を閉会します。